

令和3年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）

配布資料一覧

議事次第

東京都教科用図書選定審議会委員名簿

東京都教育庁事務局職員名簿

諮問（写）

東京都における教科書制度（義務教育諸学校）

〈参考資料〉

- 1 平成31年度の採択方針（答申）
- 2 令和2年度の採択方針（答申）

令和3年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）議事次第

日 時：令和3年4月12日（月）
午後3時から午後5時まで

会 場：都庁第二本庁舎16北側
教育委員会室

1 開 会

2 委員紹介

3 事務局職員紹介

4 会長、副会長選出

5 会議運営決定

6 教育委員会挨拶

指 導 部 長

7 議 事

(1) 諮 問

① 教科書の採択方針について

② 教科書調査研究資料について

③ 令和4年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）
及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

(2) 採択の制度について

管 理 課 長

(3) 審 議

「教科書の採択方針について」

(4) 答 申

8 事務連絡

管 理 課 長

9 教育委員会挨拶

指 導 部 長

10 閉 会

《参 考》審議会開催予定

東京都教科用図書選定審議会（第2回） 令和3年5月31日（月）午前

東京都教科用図書選定審議会委員名簿

(五十音順 敬称略)

和 泉 智 乃	東京都特別支援学校 P T A 連合会理事・監査
市 村 裕 子	都立立川国際中等教育学校附属小学校校長
奥 富 洋 一	都教育庁都立学校教育部特別支援教育課長
金 子 智 雄	豊島区教育委員会教育長
小 池 巳 世	都立北特別支援学校校長
小 池 木 綿 子	町田市教育委員会指導室長兼指導課長
佐 々 木 光 子	昭島市教育委員会統括指導主事
佐 瀬 洋 行	一般社団法人東京都小学校 P T A 協議会副会長
佐 藤 有 子	自由学園初等部校長
清 水 哲 也	多摩市教育委員会教育長
瀧 田 健 二	台東区教育委員会指導課長
土 屋 要 一	檜原村教育委員会委員（教育長職務代理者）
中 西 郁	十文字学園女子大学教授
西 山 理 紗	清瀬市立芝山小学校主幹教諭
濱 田 豊 彦	東京学芸大学教授
樋 口 豊 隆	明星大学特任教授
平 井 邦 明	台東区立忍岡中学校校長
宮 崎 直 人	港区立赤羽小学校校長
山 田 和 歌 奈	都立久我山青光学園教諭
吉 田 裕 介	都立立川国際中等教育学校附属小学校主幹教諭

東京都教科用図書選定審議会（第1回） 東京都教育庁事務局職員名簿

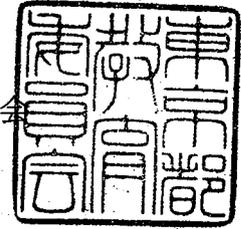
職 名	名 前
指 導 部 長	藤 井 大 輔
管 理 課 長	川 口 英 生
義 務 教 育 指 導 課 長	中 嶋 富 美 代
特 別 支 援 教 育 指 導 課 長	島 添 聡
高 等 学 校 教 育 指 導 課 長	堀 川 勝 史



3教指管第53号
令和3年4月12日

東京都教科用図書選定審議会長 殿

東京都教育委員会



諮 問

東京都教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第10条及び第13条第2項の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科書の採択についての指導、助言又は援助を行っている。

については、無償措置法第11条及び同法施行令第8条の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会等が行う教科書採択について指導、助言又は援助を行うため、下記の事項について諮問する。

記

1 教科書の採択方針について

（理 由）

教科書の採択に当たって、採択権者が留意しなければならない事項等について、検討を行う必要がある。

2 教科書調査研究資料について

（理 由）

東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料が、採択のための資料及び他の採択権者に対する指導、助言又は援助のための資料として適切であるかどうか検討する必要がある。

3 令和4年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

（理 由）

都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に当たっては、あらかじめ東京都教科用図書選定審議会の意見をきく必要がある。

東京都における教科書制度 (義務教育諸学校)

令和3年4月
東京都教育委員会

概要

- 教科書とは
- 教科書の著作から使用までのサイクル
- 採択とは、採択の仕組み
- 東京都教育委員会の役割
- 東京都教科用図書選定審議会
- 採択等のスケジュール
- その他

1 教科書の定義・種類

学校において、教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童・生徒用図書であり、次にあたるもの。

(1) 文部科学省検定済教科書

文部科学省の検定を経て発行される教科書

(2) 文部科学省著作教科書

文部科学省が教科書の著作・編集を行った上で発行される教科書

(例) 高校の農業、工業、看護、特別支援学校用 等

(3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書(一般図書)～附則9条本

高等学校、特別支援学校・学級において、文部科学省検定済教科書がない場合など特別な場合には、一般図書(市販の図書、点字図書、拡大図書)を教科書として使用することができる。

(例) 絵本、フランス語の図書 等

2 教科書の著作から使用までのサイクル

1年目	2年目	3年目	4年目
著作・編集	検 定 (~3月)	調査研究 ・ 採 択 (~8月)	使 用 (4月~)
教科書発行者	文部科学大臣	各教育委員会 国・私立学校長	児童・生徒

3 教科書の採択

(1) 採択とは

学校で使用する教科書を決定すること（採択行為は毎年度実施）

☑ 種目ごとに1種の教科書を決定する。

（例）「国語）」小1～小6 ⇒ A者の教科書

☑ 義務教育諸学校の教科書は、4年間は毎年度同一の教科書を採択する。

☑ 一般図書（附則9条本）は、毎年度採択替えを行う。

(2) 採択の権限（採択権者）

- ・都立学校 : 都教育委員会
- ・区市町村立学校 : 各区市町村教育委員会
- ・国私立学校 : 各校長

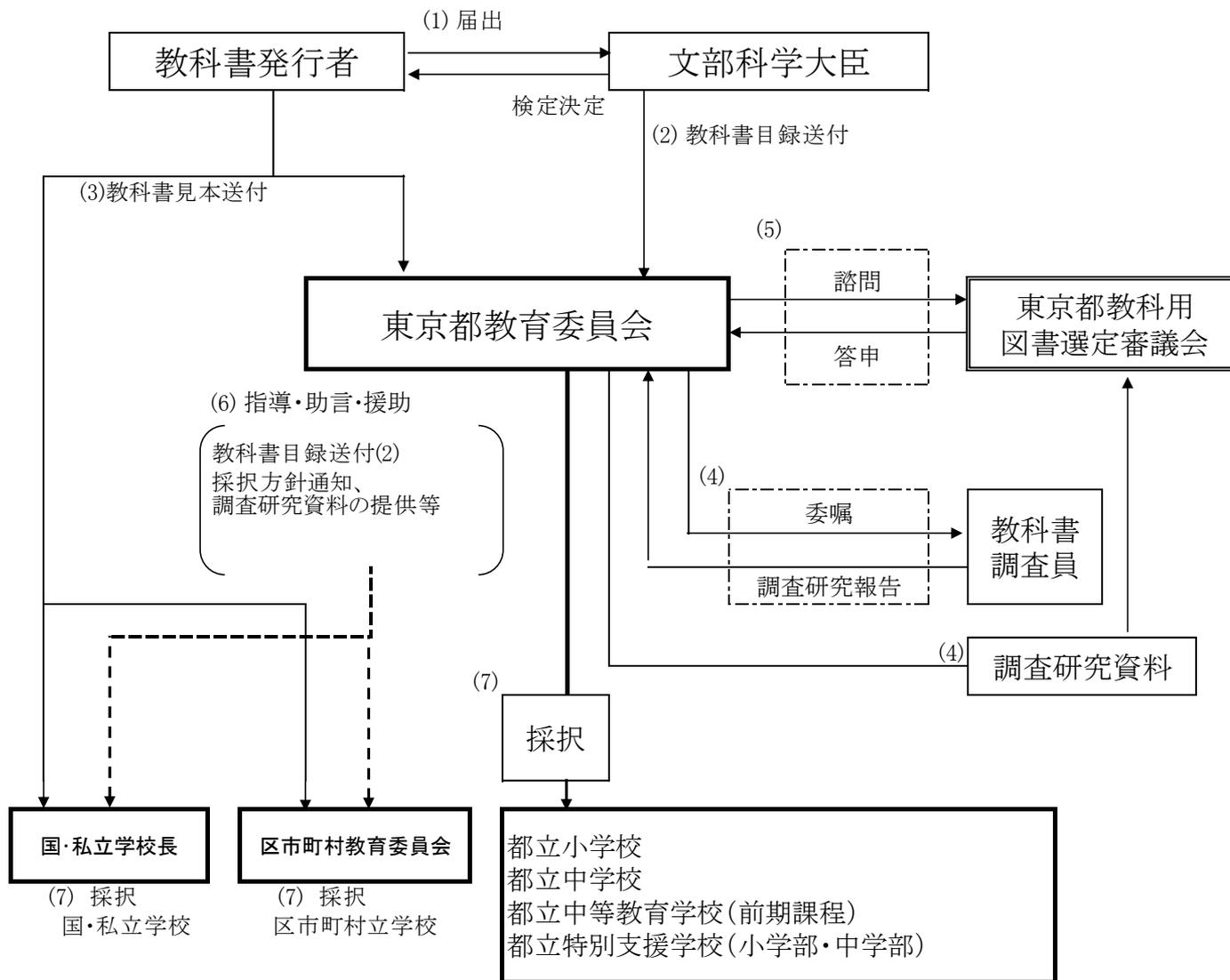
(3) 採択の単位

- ・区市町村立学校 : 区市町村ごと
- ・都立小学校、都立中学校・中等教育学校前期課程 : 学校ごと
- ・都立特別支援学校（小・中学部） : 障害種別ごと（視覚、聴覚、肢体不自由・病弱）

(4) 採択の時期

- ・教科書を使用する年度の**前年度の8月31日まで**に採択する。
- ・9月1日以降、採択した教科書が発行されなくなった場合等、新たに採択する必要が生じたときは速やかに採択替えを行う。

4 採択の仕組み(義務教育諸学校)



5 都教育委員会の役割(義務教育諸学校)

- (1) 都内の義務教育諸学校において使用する教科書の採択の適正な実施を図るため、採択方針を定め、教科書の調査研究を計画・実施する。
- (2) 区市町村教育委員会等の行う採択に関する事務について、東京都教科用図書選定審議会の意見をきいて、適切な指導、助言又は援助を行う。
- (3) 都の区域について、区市町村の区域又はこれらの区域をあわせた地域に教科書採択地区を設定する。
 - ・ 都内の採択地区は 54(一部の町村を除き、区市単位の単独採択地区)
 - ・ 西多摩地区、大島地区、三宅地区、八丈地区の4区域は、複数の町村から構成される共同採択地区
- (4) 都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小・中学部)において使用する教科書について、東京都教科用図書選定審議会の意見をきいて、自ら採択を行う。

6 東京都教科用図書選定審議会

(1) 性格

義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関して、諮問に応じて調査審議等を行う、都教育委員会の附属機関

(2) 委員の構成

20名(学校関係者7名、教育委員会関係者7名、学識経験者4名、保護者代表2名)

(3) 設置期間

毎年度 4月1日から8月31日まで

(4) 所掌事務

- ・都教育委員会の行う採択方針の作成、調査研究資料の作成、その他指導・助言・援助に関する重要事項
- ・都の設置する義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関する事項

(5) 令和2年度の開催実績

- ・第1回 4月16日 教科書の採択方針について
- ・第2回 5月26日 教科書調査研究資料①について
- ・第3回 6月15日 教科書調査研究資料②について
- ・第4回 6月30日 教科書調査研究資料③及び教科書採択資料について

7 採択替え・調査研究の年度

小学校・中学校用教科書は、法令に基づき、原則として4年ごとに採択替えを行う。その際、調査研究を実施している。ただし、令和3年度は、令和4年度に開校する都立小学校1・2学年で使用する教科書の調査研究及び新たな採択を行う。一般図書は、毎年度採択替えを行うことができる。表中では、調査研究を実施する年度を示している。

※太線以降は、新学習指導要領の教育課程実施に伴う教科書

※()書きは、採択替えの年度であるが、文部科学省の検定に新たに合格した教科書がなかったもの

【凡例】 ◎:検定 △:検定後初めての採択 ○:使用開始 ◆:道徳の検定 ▲:道徳の採択 ●:道徳の使用開始

学校種別等区分		年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
		(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	
小学校	検定	◎			◆	(◎)	◎					◎		
	調査研究・採択		△			▲	(△)	△					△	
	使用開始			○			●	(○)	○					○
都立小学校 (R4年度開校)	調査研究・採択										△		△	
	使用開始											○		○
中学校	検定		◎			◆	(◎)	◎	◎	◎			◎	
	調査研究・採択			△			▲	(△)	△	△	△			△
	使用開始				○			●	(○)	○	○	○		
一般図書	調査研究資料作成	☆			☆	☆		☆	☆	☆	☆	☆		
		26~28年度使用			29年度使用	30~31年度使用		32年度使用	3~4年度使用	追補版	5~7年度使用			

■ 令和3年度に行うべきこと(概要)

1 都立小学校で使用する教科書について

令和4年度開校の都立小学校(小中高一貫教育校)の1・2年で使用する教科書の調査研究に関すること

2 中学校用教科書について

中学校用教科書(社会・歴史的分野)の調査研究に関すること

3 特別支援教育教科書(一般図書)について

都立特別支援学校(小学部・中学部)で使用する一般図書の追加図書の調査研究に関すること

4 都立の義務教育諸学校で使用する教科書について

(1) 都立小学校及び都立中学校並びに都立中等教育学校(前期課程)で使用する教科書の採択に関すること

(2) 都立特別支援学校(小学部・中学部)で使用する教科書の採択に関すること

■ 学習者用デジタル教科書

- 小中高校等においてデジタル教科書がある場合には、教育課程の一部において通常の紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用できる【併用制】
- 視覚障害、発達障害等の事由により、紙の教科書を使用した学習が困難な児童生徒に対し、教育課程の全部において使用できる
- 学校教育法の改正により平成31年4月から施行
- 文科省において、令和2年7月に、児童・生徒1人1台端末環境におけるデジタル教科書・教材の活用促進について専門的な検討を行う「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」を設置⇒令和3年2月「中間のまとめ」を公表
(令和6年度に向け、デジタル教科書の単独使用、紙との併用など5つの案を提案。使用上限(授業時数の1/2)の廃止、将来に向けた制度検討、等)。

(参考)

- 指導者用デジタル教科書(教師が、電子黒板やプロジェクタ等に拡大提示をして使用する補助教材)
- デジタル教科書に付随するデジタル教材(動画・音声やアニメーションなど)
- 教科書にある二次元バーコード等から接続するデジタルコンテンツ

⇒法律上は学習者用デジタル教科書も含めて、上記の全てが「電子教材」に当たる(有償)。

■法令

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- 学校教育法、同施行令
- 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律、同施行令
- 教科書の発行に関する臨時措置法
- 都教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例、同審議会規則

東京都教科用図書選定審議会

会 長 杉 野 学

教科書の採択方針について（答申）

平成31年4月15日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、平成32年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の指針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

イ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、平成31年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

東京都教科用図書選定審議会

会 長 杉 野 学

教科書の採択方針について（答申）

令和2年4月16日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和3年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

イ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、令和2年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。